

12 教育関係

(1) 初等中等教育

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
		平成 10 年 度	平成 11 年 度	平成 12 年 度		
不登校児や長期療養児に対するマルチメディアの活用	不登校児童生徒や病気等で長期療養中の児童生徒に対する支援の一方策としてマルチメディアの特性を生かした教育のあり方について調査研究を行い、結論を踏まえ、必要に応じて、所要の措置を講ずる。	一部措置済 11 年 3 月（調査研究・結論）	一部措置済（調査研究の全国化・結論）	12 年度（調査研究成果普及とともに研究内容を充実）	（文部科学省） 不登校児童生徒を対象とした調査研究を平成 16 年 3 月で終え、その上で、その結果を取りまとめ、普及に努めることとしている。病気療養児を対象にした調査研究の成果の普及に努めている。 また、構造改革特区制度における規制の特例措置として、通知の発出により、「IT 等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を設けており、既に 6 つの地方公共団体の特区計画が認定されているところである。	
カリキュラム編成の弾力化	完全学校週 5 日制の下で、各学校がゆとりある教育活動を展開し、一人一人の子供たちに「生きる力」を育成する観点から、教育内容の厳選を行うとともに、「総合的な学習の時間」の設定や選択学習の幅の拡大等を行い、各学校が創意工夫を一層發揮できるようにする。	一部措置済（学習指導要領改訂）		12 年 4 月（幼稚園について施行 小・中・高について新学習指導要領の一部実施）	（文部科学省） 新学習指導要領について、小・中学校は平成 14 年 4 月より全面実施、高等学校は平成 15 年 4 月入学者より順次実施	

(2) 高等教育

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定期							
		平成10年度	平成11年度	平成12年度					
学位授与機構による単位累積加算制度	学位授与機構による単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構において本格的に検討を行い、その調査研究の成果を踏まえ、大学審議会において検討を行う。	10年度 (調査研究)	11年度 (調査研究のまとめ)	12年度 (大学審議会で検討)	(文部科学省) 対応：引き続き検討 平成10年5月に学位授与機構において「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」を組織し、調査研究の集約と制度化に向けた課題の検討を進め、平成12年3月に調査研究報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、大学審議会で、議論が行われ、平成12年10月の「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について(答申)」で、今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、更に検討する必要があるとされ、引き続き、大学評価・学位授与機構において調査研究が行われている。				
外国人留学生の受け入れ促進	? 12年の教育課程を修了していない者であっても、日本語能力も含めて我が国の高等学校卒業生と同程度の学力を有すると認められ日本の大学教育を受けるに十分な能力を有する外国人留学生に対しては、より適切な方法でその学力を判定する方策を検討し、準備教育課程を経ることなく大学入学が可能となる道を開くため、所要の措置を講ずる。			12年度 (検討開始)	(文部科学省) 各大学が実施する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合には、12年の教育課程を修了していない者であっても、準備教育課程を経ることなく大学入学が可能となるよう措置を講じた。 【学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令】				